

平成 2 1 年度 第 1 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 2 1 年 8 月 4 日 (火)
午後 2 時 0 0 分 ~ 2 時 5 0 分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー 1 2 階 第一会議室
- 3 出席者 (委員)
段木 一行 委員、池田 伊予 委員、岡本 東三 委員、
河東 義之 委員、長嶋 栄次 委員、萩原 法子 委員、
吉村 稔子 委員
(事務局)
河野 生涯学習部長
宇留間 生涯学習振興課長、斉藤 主幹
石橋 文化財係長、芦田 主任主事

※ 委員の改任の年であるため、議事に先立ち、委員の互選により、会長に段木委員、副会長に神谷委員が選任された。

4 議 題

議 事

- (1) 新たに登録された地域文化財について
- (2) 旧生浜町役場庁舎について
- (3) そ の 他

5 議事の概要

議 事

- (1) 新たに登録された地域文化財について
新たに登録された 3 件の地域文化財について、前回の保護審議会以降の経過を説明し、了承を得た。
- (2) 旧生浜町役場庁舎について
市指定文化財である旧生浜町役場庁舎について、文化財施設の活用のため、管理運営を地元 NPO 法人に委託したことについて説明を行い、了承を得た。
- (3) そ の 他
大膳野南貝塚の発掘調査について、経過を説明した。

6 会議経過

議事（１） 新たに登録された地域文化財について

議長：議事の（１）について事務局より説明を願う。

（石橋文化財係長が新たに登録された３件の地域文化財について、前回の保護審議会以降の経過を説明した。）

萩原委員：この地域文化財に登録されると市からなんらかの補助が出るのか。

事務局：補助等は出ない。

萩原委員：市の指定文化財の場合は補助が出るのか。

事務局：指定の場合には補助が出る。

河東委員：補助が出ないとなると、国の登録文化財との違いはどのように考えているか。例えば今回登録されたものを国の登録文化財としては考えなかったのか。また、千葉市の地域文化財というものは国の登録文化財と重複が可能なのか。国の登録文化財についても審査はかなり緩くなっているが、市と国のどちらが相応しいかという判断は誰が行うのか。

事務局：国の登録文化財に登録する場合、市から県を經由して文化庁に申請する形になる。毎年県から調査が来るので、建物の所有者が国の登録にという意思があればそうした手続きを踏むことになる。今回の３件の内、２件の有形文化財はいずれも碑であり、国の登録文化財とはならないと考えた。また、こうした碑などについて建造物とするか歴史資料として取り扱うかも今後の課題として指摘されている。

事務局：先ほどの重複の質問についてだが、やはり上位下位の関係があるので国に登録されれば千葉市が改めて登録することはない。また、この地域文化財というのは、従来市や国・県の指定までいかなかったものをなんとか保存していこうというものである。これまで地域の皆さんがずっと守ってきたもの、あるいはその地域を知る上で非常に大切なものが開発等で失われてしまっては受け継いできた方々の意志が尊重されないことになるので、それをなんとか千葉市で保護しようということで出来た制度である。その意味で指定と登録の上下はあるのだが、指定ではなくても登録されることによってこうしたものが守ることができると考えて

いる。

萩原委員：私はたいへんはよい考えだと思っている。やはり県や国ということになると手続きがたいへんになるし、そこから漏れたもの拾い上げるという市の姿勢はたいへんよいことだと思う。

河東委員：補助があれば更により。もう一つ申し上げておくと、地方自治体の指定文化財については、国の登録文化財と重複が可能となった。これは数年前からのことであるが、市の指定と国登録は重複しても構わないことになっている。国登録よりは市指定の方がその意味では上位なので従来は市指定になると国登録は外していたが、それを外さなくてもよくなっている。

議事（２）旧生浜町役場庁舎について

議長：続いて議事の（２）について事務局より説明を願う。

（石橋文化財係長が市指定文化財である旧生浜町役場について、文化財施設活用の事例として地元NPO法人に管理運営を委託している事業について説明した。）

議長：今、指定文化財の活用について説明があったが、これについて質問があったらお願いしたい。

（特に質問なし）

議長：では、これについてはこの後現地を見学できるということなので、その場でまた質問していただければと思う。

議事（３）その他

議長：続いて議事（３）その他だが、事務局から何かあるか。

（石橋文化財係長が大膳野南貝塚の概要と発掘調査に至る経緯を説明した。）

議長：今の説明について質問があったらお願いしたい。

岡本委員：説明にあったような経緯で全域を発掘するということになったが、これは掘ってみないと分からないので、もしかすると保存運動などの保存問題が出てくると思うので、その場合にはこの保護審議会に市の文化財保護の立場からご検討いただかなければいけないような事態も出てくると思っている。

議 長 : 予想としては、加曽利貝塚に匹敵するほどのものか。

岡本委員 : 本来だったらこのくらいのものであれば千葉市には他にも保存しなければならない貝塚はあるのだが、できれば私などは保存してもらいたいと思う。それがこれまでのいきさつがあってできないということのようである。

議 長 : 他になにか質問はあるか。

事務局 : 千葉市としては、本来ならば保存が適当な規模の遺跡だと考える。しかし、発掘調査をするということになった以上はそれなりの成果を上げる必要がある。そうでなければ遺跡を掘る意味が薄れてしまう。もちろん遺跡を壊してしまっては元も子もないとの批判もあるとは思う。

今回は専門性が高い遺跡ということもあって、学識経験者による指導委員会と実際に発掘をする調査委員会の二段構えで調査を始めたところである。

議 長 : 県との関係はどうなっているのか。

事務局 : 当初は県の調査予定だったが、民間に売却され、民間の事業地となったために市が調査することとなったということである。当初はURと県の間で保存ということになっていたようだが、URが売却し、民間の手に渡ったため、こちらでも民間業者に対して保存できないかとの話はしたのだが、民間業者からは開発してもよい場所として購入しているとの返事しか得られなかった。

岡本委員 : しかしそうした経緯があるにしても保護審議会の中でどうやって文化財を守っていかなければいけないかということもあるし、もし保存運動が起きれば、そうした要求に答えていかなければならない。今の時点では何も分からないが、壊していいということは市としても言うべきではない。本来は守っていくべきものだったということはきちんと言ってもらいたいし、この保護審議会では、それまでいきさつがどうであれ、守るべき遺跡かどうかということはこの場で検討していただくこともあり得ると私は思っている。

議 長 : やはり我々は文化財保護のためにどうすべきかを考える。したがって、経緯はわかったが、今後この審議会としては引き続き注目していくということにしたい。

議 長 : では、他に委員の先生方からなにかあるか。
(特になし)

議 長 : ではこれにて議事を終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電話 043-245-5962